

大学・短期大学基準協会の評価基準の考え方と 第4期へ向けての展望

志 賀 啓 一

一般財団法人大学・短期大学基準協会理事
短期大学認証評価委員会委員長

[キーワード] 評価基準の変更、内部質保証ルーブリック、教学マネジメント指針、質保証システムの改善、外部への発信

○大学・短期大学基準協会の評価の特色

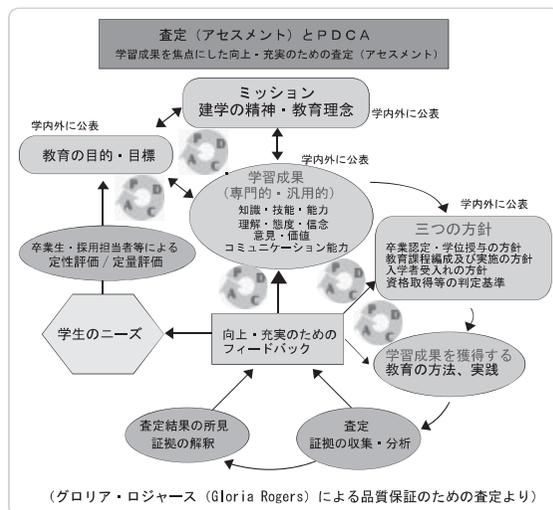
大学・短期大学基準協会（以下、「本協会」という）の認証評価の仕組みは、米国西地区学校・大学基準協会（WASC）二年制高等教育機関認定委員会（ACCJC）のアクレディテーションの手法を取り入れており、第2期以降はACCJCと連携協定を締結し、当協会の適格認定の国際通用性を担保している。第3期の評価基準については、学生の学習成果、三つの方針、PDCAサイクル等を取り入れ、教育の質保証においては学習成果を焦点にした査定（アセスメント）を向上・充実の手法を明確にすることを主軸とした4基準を設け、評価校に対しては、自らの経営分析による経営の健全化を図るとともに、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育について、より一層の向上・充実を図る自己点検・評価を求めた（図表1）。

令和2年にまとめられた教学マネジメント指針にも高等教育機関の内部質保証の確立について言及されており、これら大筋の方針については、本協会が確立してきた質保証の在り方に通じるものであり、国の政策の方が、本協会が基本方針としてきたグローバル・スタンダードに近づいてきたとすら感じるところもある。一方で学習成果（学修成果）という用語について、やや視点が異なるため、ようやく周知されてきた本協会の「学習成果」の定義について、評価員や評価校からさまざまなご意見をいただくところである。しかし、

教学マネジメント指針をきちんと読み解くと大意は変わるところではないので、今後これらは丁寧に説明していく予定である。

また、大学・短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があるため、本協会では、第3期から内部質保証ルーブリックを導入した。内部質保証については評価基準のうち基準Ⅰにおいて定められているが、基準Ⅱ～Ⅳのテーマ等についてPDCAにより改善が図られているかどうかについての評価を行うことは、多岐にわたり難しい面があった。そのため、自己点検・評価報告書により基準Ⅰ～Ⅳを評価した結果、学習成果を焦点として内部質保証がどのような状況であったかを、内部質保証の

図表1 教育の質保証のためのPDCA



ループリックによって判定できるようにしたものである。このことについては、後述の通り第4期でも発展的に改訂しており、今後も評価校の内部質保証及び評価に反映できるようにしている。

それから、これまでは短期大学のみの評価を行っていたが、第3期中より四年制大学の評価も実施することとなった。第4期以降は大学・短期大学を併設する場合はもちろん、四年制大学であっても本協会評価を受けることについて、非会員校にもより広く周知を行い、対応していく予定である。

○第4期の変更のポイント

第4期についても本協会の基本的な方針は変わらないが、大学設置基準や私立学校法の改正に対応した様式の改正のほか、これまでの意見を踏まえて、一部基準を変更することとなった(図表2)。本節ではそれぞれについて解説を行う。

・共通事項

本協会では前述の通り、基準の細部項目として「観点」を設けており、これまでは評価の際にはその観点

に対応した記載を必ずするよう求めていた。しかし、特に基準Ⅱにおいて、教育課程と学生支援の観点は多岐にわたり、観点到準じた記載をするだけでも相当な量になること、また留学生対応や寮の整備・通学の対応など、教育方針や立地の環境によっては必ずしも実施しなくてもよい項目も含んでおり、それらも記載しなくてはならないのか、といった意見もあった。そのため、これらを評価基準としてではなく参考的な確認項目と位置付けることとし、内容も改正している。これにより煩雑さを解消するとともに、評価が柔軟かつ効果的に行えるよう図るものである。しかしながら、これらの観点を無視してよいという意味ではなく、十分に参照しながら評価をしていただくことは変わるものではない。これらの内容や留意点については、今後のマニュアルや評価員説明会等で紹介していく予定である。

・基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

大きな変更点としては、「A建学の精神」に地域貢献の項目が含まれていたが、これを大項目に独立させた。地域貢献については、第2期においては、評価の対象

図表2 評価基準の変更点

第4期	第3期
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 A 建学の精神 B 教育の効果 C 地域貢献 D 内部質保証	基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 A 建学の精神 B 教育の効果 C 内部質保証
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 A 教育課程 B 学習成果 C 入学者選抜 D 学生支援	基準Ⅱ 教育課程と学生支援 A 教育課程 B 学生支援
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 A 人的資源 B 物的資源 C 技術的資源をはじめとするその他の教育的資源 D 財的資源	基準Ⅲ 教育資源と財的資源 A 人的資源 B 物的資源 C 技術的資源をはじめとするその他の教育的資源 D 財的資源
基準Ⅳ 大学(短期大学)運営とガバナンス A 理事会運営 B 教学運営 C ガバナンス D 情報公開	基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス A 理事長のリーダーシップ B 学長のリーダーシップ C ガバナンス

とはしない各校独自項目ということで設定していたが、第3期において評価に組み込む議論をした際、特に短期大学(当時は短期大学基準協会だった)は、建学の精神に基づき地域貢献をしてしかるべきであろうという意見のもと、基準Ⅰに組み込まれたものである。しかし、大学間連携の推進等、学校によって地域貢献の位置づけも多様になってきたことから、項目を分けることとした。併せて、3つのポリシーについては、基準Ⅰで明確に定めているか、基準Ⅱで実質化を図っているかという視点で双方に記載事項があったが、内容が重複する場合も多くあったため、基準Ⅰに統一することとし、基準Ⅱはそれぞれの具体的な実施内容について記載することとした。

・基準Ⅱ 教育課程と学生支援

大項目については、これまでも主軸としてきた学習成果と、厳格な運用が求められる入学者選抜を独立させた。特に学習成果については、引き続き基準Ⅰ、Ⅱともに残しているが、基準Ⅱにおいては学習成果を獲得に向けた可視化や査定仕組み、それを改善するPDCAサイクルの確立について、組織的に行っているか確認できるようにしている。

・基準Ⅲ 教育資源と財的資源

大項目の変更はないが、設置基準改正等に伴い、人的資源については教育研究上の組織について基準を整理した。財的資源については、会計監査人への対応等を観点に記載している。また、従前より施設・設備に関する基準については物的資源、技術的資源に分けており、この際統合してはどうかという意見もあったが、現状のままとした。これは、本協会が評価する大学・短期大学は各種資格の養成施設である場合が多く、実技・実習等を行うに際しての施設・設備が整っていることについては重点的に確認しなければならないこと、また今後データサイエンスを活用した文理横断的な教育課程の編成が推進されることを見越し、それらの技術的資源の整備状況についても確認できるようにしている。

・基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

法令改正に基づき、基準名を「大学(短期大学評価は短期大学)運営とガバナンス」とし、また各評価基準のテーマ名を「理事長のリーダーシップ」「学長のリーダーシップ」から「理事会運営」「教学運営」に変更した。それぞれの機関や役職の役割について加筆修正している。また「ガバナンス」については、ここに含まれていた情報公開を大項目に独立させるとともに、監事や会計監査人に係わる役割について、観点を追加している。

・内部質保証ルーブリックの改定

内部質保証ルーブリックについては「図表3：内部質保証ルーブリック」のとおりである。第3期までで概ね達成できていた項目についてはできて当たり前の者としてレベルを下げ、内外への周知、定期的な見直し等について、より実質化を図っていれば高く評価するものとした。

○第3期の総括と第4期へ向けての課題

本協会の特色及び基準の紹介を兼ねて記述が前後したが、ここで第3期の評価結果について総括したい。第3期は1年を残すところではあるが、これまでの評価において、不適格になった学校は1校のみで、他は全て適格となっている。また、本協会の評価では、各基準の評価に「特に優れた試みと評価できる事項」「向上・充実のための課題」「早急に改善を要すると判断される事項」という3つの意見を記載し、各校の長所短所を可視化しているが、これらの結果については、「図表4：第3期の評価結果(3つの意見)」に示すとおりである。

この図表及び評価校の各種報告書に基づき私見を述べると、以下のとおりである。

・特に優れた試みと評価できる事項

基準Ⅰ、基準Ⅱについては特に優れた試みと評価できる事項が多いことから、建学の精神及び学習成果及び3つのポリシーを基軸とした教育の質保証については、理解が進んできたと思われる。実際に自己点検・

図表3 内部質保証ルーブリック

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。
	<input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるような努めている。
	<input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組を確立している。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組を確立している。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組を確立している。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組を確立している。
	<input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるような努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるような努めている。
2 学習成果を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。
	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。
	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。
	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。
	<input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
	<input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。
	<input type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 三つの方針を定期的に点検する仕組みがある。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の一部で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な査定の仕組みが確立され、おたわね機能している。	<input checked="" type="checkbox"/> 理事長のリーダーシップの下、教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る査定の組織的な仕組みが確立され、機能している。
	<input type="checkbox"/> 上記の項目1~3全てにチェックがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の項目1~3全てにチェックがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の項目1~3全てにチェックがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 上記の項目1~3全てにチェックがある。
判定 （「三つの意見」等に記載）	<input type="checkbox"/> 項目1~3にチェックの入らない項目が1つでもある場合：基準1のテーマC「内部質保証」の「早急に改善を要すると判断される事項」において改善を促す。	<input type="checkbox"/> 教育の質保証を図る査定の仕組みが教育研究実施組織等の一部にとどまっている場合：基準1の「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	<input type="checkbox"/> 項目4の両方にチェックが入った場合：基準1の「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みであることを評価する。	<input type="checkbox"/> 項目4の両方にチェックが入った場合：基準1のテーマD「内部質保証」の「特に優れた試みと評価できる事項」において評価する。
	<input type="checkbox"/> 教育の質保証を図る査定の仕組みが一部の者に限られている場合：向上・充実のための課題」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。			

図表4 第3期の評価結果（3つの意見）

評価年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
評価校数	2	28	40	49	51	44	
特に優れた試みと評価できる事項	基準I	3	62	101	102	106	90
	基準II	12	66	97	109	101	78
	基準III	2	32	45	35	46	42
	基準IV	1	2	10	9	19	14
向上・充実のための課題	基準I	0	2	13	17	17	17
	基準II	2	14	26	33	52	34
	基準III	1	15	28	35	53	47
	基準IV	1	3	3	20	25	12
早急に改善を要すると判断される事項	基準I	1	2	2	4	4	2
	基準II	2	3	1	8	7	3
	基準III	0	0	0	2	1	2
	基準IV	0	3	6	25	33	22

評価報告書を確認すると、本協会の評価基準、あるいは教学マネジメント指針に集約される教育の質保証の在り方の周知によって、それぞれの学校が特色ある教育の可視化やPDCAサイクルの確立に努めており、今後も理解を進めることによって、会員校の活性化に寄与できるのではないかと考えられる。

・向上・充実のための課題

全項目ある程度均等に記載されており、それぞれの内容を確認すると、評価員が積極的に認証評価に取り組んでいただいていることがわかる。詳細に資料を読み込んで率直に課題を述べている場合が多く、評価校もそれに対して真摯に取り組む姿勢を見せているケースがほとんどで、双方の認証評価に対する姿勢に心より感謝申し上げたい。一方で、基準Ⅲに関しては、多くは財務状況の悪化の指摘となっており、多くの学校が財務的に厳しい状況であることは憂慮すべきことである。

・早急に改善を要すると判断される事項

「早急に改善を要すると判断される事項」については、速やかな改善とその報告をもって適格と判断しており、改善がみられない場合は不適格となる可能性もあるものである。そして多くの場合、法令違反状態であったために厳しい指摘をせざるを得ないもので、基準Ⅳに集中しているのが特徴的である。ここ数年法令改正が行われ、またコロナ禍という環境変化もあって、理事会・評議員会等を書面のみで開催した、監事が高齢なので出席しないまま開催したなど、軽重の差はあるが、改善するよう指摘せざるを得ない項目が多かった。他の評価機関を含めて、厳しい指摘の多くはこれらガバナンス関連が最も多いように感じられる。第4期も改正私立学校法施行の直後から始まるため、相当数の指摘が集中することが予測される。認証評価の本質とはやや異なる視点であり、忸怩たる思いであるが、ある程度統一した見解をもって臨まなくてはならないと考えられる。

○「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を踏まえた本協会対応について

令和4年3月18日、中央教育審議会大学分科会において「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」が出され、各評価機関にこれを踏まえた対応について検討するように依頼があった。実務的な事項、他評価機関との連携が必要な事項等はここでは割愛し、二点のみ紹介する。本協会でも今後の対応の課題となっているのは、評価の簡素化についてと、教学マネジメント指針を踏まえた評価の実施と公表である。

まず、評価の簡素化については、「評価対象大学等において、内部質保証体制が整っており、その体制に即した取組がなされていると判断される場合には、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなどの弾力的な措置について検討するとともに、その検討結果の速やかな実施に努めること」とある。協会内ではなんとかこれに対応しようという意見が多いが、あくまで私見ではあるが困難であるとしかれない。というのも、前回適格を受けていた学校が、7年後理事長・学長が替わって教育課程を大幅改革した結果、建学の精神や学習成果と3つのポリシーの関連性が全くなくなっていたというケースを確認したことがあるからである。また、特定の学校は一部の評価を簡略化できるという形だと、評価校に対してはともかく評価員に対しても不公平感を生み出す温床となってしまう。もし簡素化をするのであれば、評価機関の延長が一番適切だが、そのためには法令改正をしなくてはならないので、このことに関しては今後さらなる議論が必要だと考えられる。

次に教学マネジメント指針を踏まえた評価の実施と公表については、前述した通り、本協会は教学マネジメント指針が出される以前から、学習成果を基軸とした評価を行ってきた。第4期からは、基準Ⅱのテーマ「学習成果」基準Ⅳのテーマ「情報公開」をそれぞれ新設し、学習成果の獲得状況の公表や教育情報の公表を積極的に評価することとしており、教学マネジメント

指針で例示された公表事例を観点に列挙することなどを検討しているが、これらの用語や運用の整合性については、会員校に丁寧に説明していかねばならないと考えられる。

○むすびに ～外部へ向けた認証評価の発信～

第4期に向けた展望ということではあったが、やや事務的で雑駁な内容となってしまったことについて、お詫び申し上げるとともに、むすびに私見ながら今後の認証評価の在り方について思うところを述べたい。

認証評価も制度化されてから約20年が経とうとしており、各評価機関も時代に併せた改定が進み、制度の定着が図られてきた。この間、内部質保証へむけたPDCAサイクルの確立については、一定の効果が見受けられという実感はある。他方、外部への説明や情報共有のツールとして活用されていることは皆無といつてよいのではないだろうか。そもそも認証評価は、政界や経済界から大学は何をやっているか、どんな人材を育成するつもりなのかわからないという批判があり、説明責任を果たすために整理されたという側面もあるはずなのに、評価結果はもちろんのこと、学習成果や3つのポリシーを読んで入学を判断したという高校生や、卒業生の採用に活用したという企業などきいたことがない。そろそろこの数多くの大学・短期大学の認証評価結果から、各校の特徴を読み解き、紹介する報道があってもよいのではないだろうか。そのためにも、認証評価機関は、より外部への発信を強化し、説明責任を果たせるよう努力していかねばならないと、自戒を込めて思うところである。

もうひとつ感じることとしては、認証評価は、いかにその充実を図ろうとも、各大学・短期大学の質保証の「器」が整っていることを示すものにすぎず、実態を

評価するのは、ステークホルダーということである。本稿では肯定的な紹介をしたが、評価校によっては学習成果や3つのポリシーが極めて簡素かつ事務的で、それらを改善する組織や会議体があるものの、形骸化している学校も散見される。あまりに実態を伴っていない場合は指摘することもできるが、四六時中授業や会議を見張ることができるわけでもない以上、認証評価機関としては、これら器と関連するエビデンスが整っている場合は、適格と判断せざるをえない。これらを機能させるかどうか、またそれによって教育内容が充実していくかは、最終的には各学校の判断であり、そこに在籍する学生の評価によるものである。そのためにも、繰り返しにはなるが、認証評価機関は、より外部へ評価内容を発信し、ステークホルダーはその評価結果と実態が乖離していないかチェックするような考えを浸透していかなくてはならないのではないだろうか。

一方でこういう議論になると、どうしても世間は不祥事の有無やその対応についてのみ注目しがちである。これは本来できて当たり前のものであるはずだが、前述のとおりガバナンス関連の指摘が多いのは、残念でならない。認証評価機関は本来、認証評価は監査というよりは、教育の質保証について日常的に不断の見直しを行い、改善につなげているか確認することが中心となるべきものであると考えるが、事実上監査機関のようになってしまっているのは忸怩たる思いがある。今後も、内部質保証の改善支援という目的に沿った評価を行い、認証評価を通じて、会員校のより前向きな発展に寄与するために、大前提となる法令順守は各法人厳正に対応していただきたいと、切に願うものである。